

# 農地中間管理事業の推進に関する基本方針

(平成 26 年 4 月)  
(令和 5 年 6 月 一部改正)  
令和 8 年 4 月 改正

大阪府

はじめに

大阪の都市農業と農空間は、府民の身近にあって、府民に新鮮で安全安心な農産物（大阪産（もん））を提供するだけでなく、環境保全、防災、教育などの多面的な公益的機能を有している。

しかし、大阪の都市農業と農空間は、担い手の減少や高齢化が深刻であり、まとまった農地が少なく農家の大半が小規模経営であるなど、都市特有の課題も要因となり、農地の減少や遊休地化により、大阪産農産物の供給と農空間の公益的機能をいかにして確保していくかが課題となっている。そのような状況の中、大阪の農業生産を支える農業者の育成とともに、多くの府民が居住し、多様な産業が集積する大都市の特性を生かし、新たな担い手の育成と確保により、都市農業と農空間を積極的に守り育てる必要がある。

このような中、令和5年4月1日に「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が施行され、市町村は、地域での話し合いを基に、地域農業の将来の在り方や農地利用の姿を示した地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）を策定した。農地中間管理機構は、地域計画の区域を農地中間管理事業の重点実施区域として、地域計画の達成に資することを目的にその事業を実施することとなった。

また、本府では、平成20年4月に「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」を施行し、多様な担い手の育成・確保、遊休農地等の利用促進、農産物の安全性の確保により、魅力ある都市農業の推進と農空間の保全と活用に取り組んでいる。

この基本方針は、意欲的な農業者への農地利用の集積・集約化を加速し、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、概ね10年後を見据え、関係団体等が連携・協力しながら農地中間管理事業に取り組んでいく際の基本的な考え方等を示すとともに、府条例の推進と相まって、多様な担い手が継続して農業を営み、農空間を保全することを目指す。

なお、この基本方針の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とし、概ね5年ごとに、その後の10年間につき定めるものとする。

# 大阪府農地中間管理事業の推進に関する基本方針

## 1 趣旨

この基本方針は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 3 条に基づくほか、大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（平成 19 年大阪府条例第 72 号）と整合を図り、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等を定める。

## 2 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

本目標は、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 56 号）第 5 条第 1 項に基づき定める大阪府農業経営基盤強化促進基本方針と整合させることとし、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者、新たに農業経営を営もうとする青年等（認定新規就農者）、新規就農者、法人や大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例に規定している大阪版認定農業者等が利用する農用地について、新たに利用集積することなどにより、地域計画の区域内にある農用地に占める面積の集積目標を概ね 40%程度とする。

	現在 (令和 7 年度)	概ね 10 年後 (令和 17 年度)
地域計画区域内農用地面積①	9,480ha	9,480ha
うち担い手が利用する面積② (推定値)	2,370ha	3,800ha
②/①	25%	40%

## 3 2 以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

企業等、地域の実態に応じた多様な担い手を育成するとしている大阪府農業経営基盤強化促進基本方針と整合させ、農地中間管理事業の推進により、多様な担い手へ集積し、その生産の効率化・高度化を進めるとともに、農地中間管理機構関連農地整備事業と積極的に連携し、担い手が効率的に農作業できるよう農用地の集団化を図る。

また、遊休農地（所有者不明農地を含む。）の未然防止・解消対策については、遊休化の解消に向けた措置が講じられれば借受希望者への貸付けが行われると見込まれる場合には、農業委員会と連携し、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずること

を促すとともに、遊休農地解消に向けた国等の事業の活用と併せて農地中間管理権の裁定に係る申請（農地法第 37 条）を検討するものとする。

#### 4 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化と遊休農地の未然防止・解消対策を推進する中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。
- (2) 各市町村における地域計画の作成・見直しと連動させることを基本とし、その他農空間保全地域制度と一体的に取り組むことにより、効率的かつ効果的に推進する。

#### 5 農地中間管理事業の実施方法

- (1) 農地中間管理機構から関係市町村に、農用地利用集積等促進計画の案の作成を求めることとする。
- (2) 農用地利用集積等促進計画案作成以外の業務については、関係市町村（農業委員会を含む）、農業協同組合、土地改良区、民間企業等の能力・実績等から判断して、委託された業務を適切に行えると認められる場合に、その同意を得て業務委託することを認めることとする。

#### 6 農地中間管理事業に関する啓発普及

策定した地域計画のブラッシュアップに係る協議の場や大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例及び同施行規則（平成 20 年大阪府規則第 22 号）に基づき運用している「農空間保全委員会」等を活用し、地域の関係者等に農地中間管理機構の活用方法等について、周知徹底を図る。

また、就農を希望する都市住民や企業等にも、農地中間管理事業に関し周知に努める。

#### 7 府、市町村、農地中間管理機構及び関係団体等の連携及び協力

策定した地域計画のブラッシュアップに係る協議の場や府、市町村（農業委員会を含む）、機構、土地改良区及び農業協同組合等で構成する「農空間保全委員会」等を活用し、また必要に応じその他関係団体等と密接な連携・協力の下に農地中間管理事業に関する情報の共有、事業の円滑な推進を図る。